

I. 計画の概要



1. 背景と目的

本市は、千葉県北西部の東京近郊に位置する住宅都市として発展する一方、交通、商業、港湾等の機能が集積する中核市であり、約 85km² に約 64 万人の市民が暮らしています。

市内には、複数の鉄道路線、バス路線が運行するとともに、タクシー営業所も複数あるなど、公共交通が非常に発達していますが、市域の全てを鉄道・路線バスではカバーしきれず、公共交通の利用が不便な地区が散在している状況です。また、市民の日常生活における交通手段は自転車、マイカーの順に多く、バスやタクシーなどの交通事業者は厳しい経営環境にあります。本市では、平成 22 年に「船橋市地域公共交通総合連携計画」を策定し、公共交通不便地域への支援やバスマップ配布等の取り組みを行ってきましたが、依然として公共交通不便地域への支援不足やバス利用者の減少など、改善すべき問題が残っている状況であり、計画の見直しや更新が必要となっています。

今後、社会的に少子高齢化の進展が懸念されるなか、市民の日々の移動手段として、公共交通の担う役割は、ますます重要になると考えられます。また、本市は、活気あふれるまち、都市の活力を生むまちを目指しており、公共交通は、多様化する市民や来訪客のニーズに応えながら、まちづくりに貢献していくことが必要と考えられます。

平成 25 年に制定された交通政策基本法では、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図る基本事項を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることとなっています。また、平成 27 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発目標（SDGs）」の取り組みのひとつとして、「公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供すること。」が掲げられており、社会全体として公共交通の重要性は益々高まっています。

このような背景のもと、本市の地域及び公共交通を取り巻く現状等を踏まえた上で、今後、市民、利用者、公共交通事業者、行政等の関係者が連携し、将来に向けて、安全で誰もが利用しやすい公共交通を確保する取り組みを継続的に進められるよう、本市の公共交通に関する今後の目標や施策の方向性を示すことを目的として、交通マスタープランとしての、「船橋市地域公共交通計画」を策定するものです。

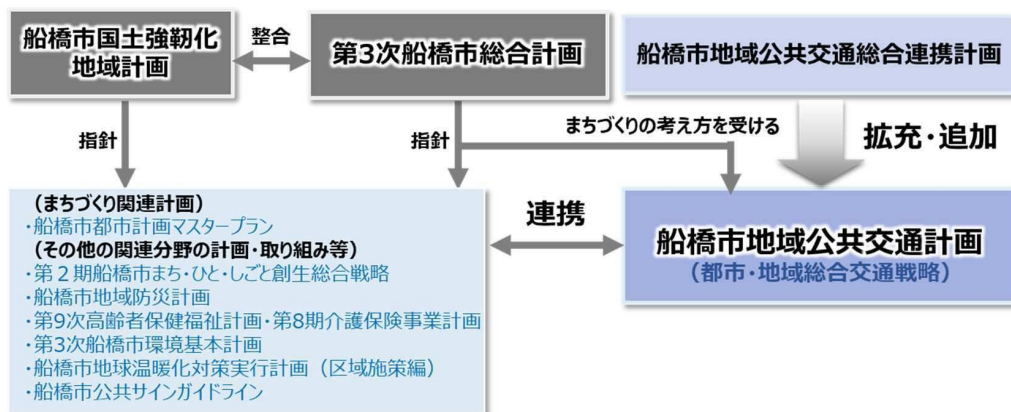
また本計画では、交通事業とまちづくりが連携し総合的かつ戦略的な交通施策、すなわち都市・地域総合交通戦略における実施プログラムを示し、魅力的でにぎわいのある都市・地域の整備推進を図っていきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、第3次船橋市総合計画、船橋市都市計画マスタープラン、第3次船橋市環境基本計画等を関連計画とした、本市の公共交通政策の方向性を定める基本計画です。

また、本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、市民及び公共交通事業者の参画と協働、近隣自治体及び関係機関と連携しながら、すべての利用者が安全かつ利用しやすい公共交通を確保及び充実させる施策を総合的かつ計画的に実施する計画となるものです。

さらに、本計画は、望ましい都市・地域像の実現を図る観点から、交通事業とまちづくりが連携した総合的かつ戦略的な交通施策の推進を図るものとして、「都市・地域総合交通戦略」を含む計画とします。



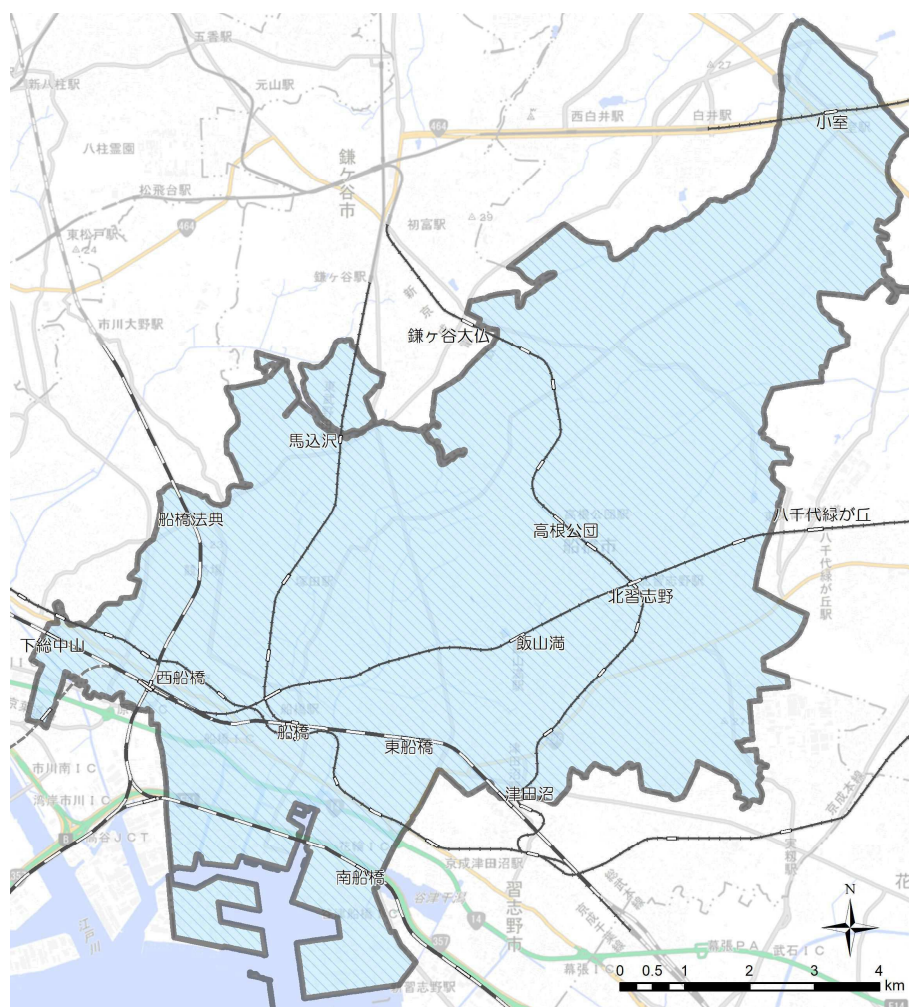
3. 計画の目標年次

本計画の目標年次は、船橋市総合計画の計画期間とあわせ 2031 年度（令和 13 年度）とします。ただし本計画では、令和 8 年度までを短期、令和 13 年度までを中期として施策等を整理するとともに、その後も取り組んでいくべき長期的な施策等も整理しています。

なお、計画期間中の検証結果により計画内容の見直しを行います。

4. 計画区域

本計画の計画区域は、**船橋市全域** とします。



(「国土数値情報」より作成 (国土交通省国土政策局))